

委 託 契 約 書 (案)

委託業務の名称 福島県立医科大学情報ネットワークシステム運用管理業務
委託料の額 月額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
年額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

公立大学法人福島県立医科大学(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)とは、頭書の業務を委託することについて、次の条項により契約を締結する。

(契約の趣旨)

第1条 甲は、甲の管理する福島県立医科大学情報ネットワークシステム(以下「情報ネットワークシステム」という。)の適正な運用を確保するため、情報ネットワークシステムの維持管理業務について、乙に委託する。

(委託業務の仕様等)

第2条 乙は、この契約に定めるもののほか、別添仕様書(以下「仕様書」という。)に従い、上記の委託業務を円滑に履行しなければならない。
2 仕様書に明示されていないもので必要な事項については、甲乙協議の上定める。その他軽微なものについては、甲の指示に従うものとする。

(契約保証金)

第3条 契約保証金の納付については_____。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、承継し、委任し、又は下請けさせてはならない。ただし、甲の書面により承認を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、本件業務を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の書面により承認を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙は、前項ただし書きの規定により甲に承認を求める場合は、再委託の内容、再委託先等を書面で甲に提出しなければならない。

(管理担当者等の通知)

- 第6条 甲及び乙は、委託業務の履行のために連絡、確認等を行うため、甲は、管理担当者を、乙は、主任担当者（以下「管理担当者等」という。）を置く。
- 2 甲及び乙は、前項により管理担当者等を置いたときは、その者の職及び氏名を相互に通知しなければならない。
 - 3 甲及び乙は、相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼等を行う場合は、原則としてこの管理担当者等を通じて行うものとする。

(委託従事者の質的保証)

- 第7条 乙は、委託業務に従事する者（以下「委託従事者」という。）について、健康にしてかつ甲の業務を履行するに十分な知識及び経験を有する者（システムエンジニア）を選任するものとする。
- 2 選任された委託従事者が甲の業務の履行過程において、知識や経験不足により業務品質が低いと甲に判断された場合、乙は甲の要請に応じて別の委託従事者を選任するものとする。

(委託従事者の管理、指揮監督義務)

- 第8条 乙は、委託従事者の品位の保持に努め、委託従事者が、この契約に定める事項を遵守するよう指揮監督する義務を負うものとする。

(乙の雇用主としての義務)

- 第9条 乙は、乙の委託従事者に対し、労働者災害保険の加入など法律で規定された一切の雇用主としての法的義務を負うものとする。
- 2 乙は、前項の完全履行のほか、妥当な労働条件及び賃金の確保の保証に努めるものとする。

(作業施設等の提供)

- 第10条 甲は、委託業務の遂行に必要な施設設備、備品及び機器等を乙に貸与し使用させるものとする。

(経費の負担)

- 第11条 乙がこの委託業務を遂行するために必要な交通費、研修費等の経費は、乙の負担とする。

(目的外使用の禁止)

第12条 乙は、委託業務に係る全ての情報及び関係資料をこの契約の目的以外に使用し、又は、第三者に提供してはならない。

2 乙は、委託業務に係る全ての情報及び関係資料を理由なく複製し、又は複製してはならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の遂行上知り得た情報を、甲の書面による事前の同意があるときを除いて、第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第14条 乙は、この契約によるネットワーク、情報システム及び情報資産に関する業務を実施するに当たっては、別記2「情報セキュリティ関連業務特記事項」を守らなければならない。

(報告)

第15条 乙は、毎日の業務内容について業務日報を作成し、甲に報告しなければならない。

2 乙は、毎月1日から末日までの委託業務の履行実績について、業務実績報告書を作成し、甲に報告しなければならない。

3 乙は、委託業務の遂行にあたり、不測の事故又は天災その他の不可抗力による事故が発生したときは、直ちにその旨を甲に報告するとともに、速やかに応急措置を加えた後、遅滞なく書面をもって甲に報告しなければならない。

4 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の進捗状況を調査し、又は報告を求めることができる。

(確認)

第16条 甲は、前条の規定による報告を受けたときには、速やかに乙の立ち会いのもとに業務内容を確認するものとする。

(委託料の請求及び支払い)

第17条 乙は、第15条第2項の報告に対し前条の確認の結果、履行実績が適正であると認められたときは、請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の請求の内容が適正であると認められる時は、当該月の翌月末までに乙に委託料を支払うものとする。

(契約等の変更)

第18条 甲は、必要に応じて委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額及び委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して決めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は、甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定めるものとする。

(損害負担)

第19条 委託業務の実施に関して、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は、委託料を限度に乙の負担とする。

(天災地変、不可抗力等による解除)

第20条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内に委託業務が完了する見込みがないときは、乙は、甲に対し、速やかにその事由を詳記して、契約の一部変更若しくは解除の申し出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、第23条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(契約の解除)

第21条 甲は、乙が正当な理由なく、この契約の条項に違反したときは、文書によって乙に催告し、なお履行の誠意がないと認めたとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、委託期間内に委託業務を実施しないとき、又は委託業務を実施する見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 乙が第4条の規定に違反したとき。
- (3) 乙が第25条の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、乙の委託業務の履行状況が著しく不適當であると認められたとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員

- (以下この条において「暴力団員」という。) であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(6) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

(7) 前各号のいずれかに該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと甲が認めるとき。

- 2 前項の場合、甲は、乙に対して解除月の委託料を支払わず、又これに関する一切の責めを負わないものとする。
- 3 乙は、甲が委託業務の内容を変更したため、委託料の3分の2以上減少したときは、この契約を解除することができる。
- 4 前項の場合、乙は、甲に対して損害の賠償を請求することができる。
- 5 前各項の規定に関わらず甲乙いずれかの一方が契約の解除を希望する場合は、契約期間内でも、相手方に対して3か月の予告期間を持って書面で通告することにより、この契約を解除することができるものとする。

(契約が解除された場合等の違約金)

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、違約金として委託料又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、委託料を限度として現実に生

じた通常の直接損害額を、乙は、甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条第1項各号の規定により、この契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（損害賠償）

第23条 乙は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、委託料を限度として現実に生じた通常の直接損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が止むを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(1) 乙が、委託業務の実施に関し、甲に損害を与えたとき。

(2) 乙が、第13条の規定に反して委託業務の内容を第三者に開示又は漏らしたことにより、甲に損害を与えたとき。

（談合による損害賠償）

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第20条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、委託料の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日付け公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したと

き。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙は、これに応じなければならない。

(契約不適合責任)

第25条 乙の委託業務処理に関して契約内容に適合しない部分（以下「不適合部分」という。）があつた場合において、甲が契約期間中にそのことを知った時から1年以内にその旨を乙に通知したときは、甲は、乙に対して不適合部分の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに委託料を限度として、現実に生じた通常の直接損害を請求することができるものとする。

(契約の費用)

第26条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(契約の条件)

第27条 本件契約は、その契約に係る甲の予算が決定され、令和7年4月1日以降で予算の執行が可能となつたときに効力が生じる。

2 前項に係る予算額が落札額を満たさない場合は、甲乙協議のうえ予算額を限度として契約金額及び契約内容を定めるものとする。

(その他)

第28条 契約終了後においても、第13条の規定はなお有効とする。

2 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第29条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(特約事項)

第30条 甲の敷地内は全面禁煙であるため、乙は、敷地内での喫煙はしてはならない。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年3月 日

甲 住所 福島県福島市光が丘1
氏名 公立大学法人福島県立医科大学
理 事 長 竹之下 誠一

乙

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、第7条第3項に基づき個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙は、これにより第三者に生じた損害を、委託料を限度に賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は、遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は、契約書本文の定めるところによる。

別記 2

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第 2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第 3 乙は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、甲の許可を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第 4 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

(従事者への啓発)

第 5 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

(異常時の報告)

第 6 乙は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

第 7 乙は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第 8 乙は、この契約による業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第 9 情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、甲の許可がなければ行ってはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第 10 情報システムを構成する機器の増設又は交換は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第11 乙は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(コンピュータウイルス対策)

第12 乙は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。
- (2) 甲が提供するウイルス情報を常に確認すること。

(法令遵守)

第13 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (3) 福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71号）

(実地調査)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。